

三次市告示第 8 6 号

三次市防災士育成事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 3 月 3 1 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市防災士育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市は、地域において防災に関する啓発活動を行なう防災リーダーとして防災士を育成し、地域防災力の向上を図るため、防災士の資格取得に要する経費に対して、予算の範囲内において三次市防災士育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成 1 6 年三次市規則第 6 5 号）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災士 認定特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）により防災士として認証登録を受けた者をいう。
- (2) 三次市防災士ネットワーク 三次市内の防災士を会員として「三次市防災士ネットワーク規約」により結成された団体をいう。
- (3) 自主防災組織 原則として住民自治組織（三次市自治活動支援交付金交付要綱（平成 2 0 年三次市告示第 3 5 号）第 2 条に規定する団体）を単位にそ

の住民を構成員として結成され、規約、連絡系統図等により、平常時及び災害時における活動を明確に示している団体をいう。

(4) 防災リーダー 防災に係る意識啓発、防災訓練等の指導、防災技能の普及など地域の防災力向上のために活動する者をいう。

(5) 防災士研修センター等 日本防災士機構が認証した研修機関であって、日本防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士養成研修講座（以下「講座」という。）を行う機関をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市税等を完納している者

(3) 防災士の資格取得後、三次市防災士ネットワークに加入し、自主防災組織等と連携又は協力し、地域における防災リーダーとして活動する意思のある者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1) 防災士の資格取得に係る他の補助金、助成金その他これに類するものの交付を受け、又は受けようとしている者

(2) 営利目的、政治目的又は宗教的な活動に用いる目的で資格を取得しようとする者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的勢力に属している者

（補助対象経費及び補助額）

第4条 補助金の対象経費は、次表に掲げる防災士の資格取得に要する経費とし、1人当たりの補助金の額は、対象経費総額の2分の1以内（千円未満切捨て）であって、かつ3万円を上限とする。

経費の区分	経費の内容
講座の受講料	防災士研修センター等が実施する講座の受講料
防災士資格取得試験受験料	日本防災士機構が実施する試験受験料
防災士認証登録料	日本防災士機構の認証登録料

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、三次市防災士育成事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 防災士証の写し

(2) 補助対象経費の支払を証明する書類

(補助金の額の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書等を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を決定し、三次市防災士育成事業補助金決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の確定を受けた者は、遅滞なく三次市防災士育成事業補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、申請者がこの告示に違反したとき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

(告示失効後の経過措置)

3 第8条の規定は、この告示失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和7年3月28日告示第47号)

この告示は、令和7年3月30日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

三次市防災士育成事業補助金交付申請書

年 月 日

三次市長 様

申請者 住所

氏名

電話番号

年度三次市防災士育成事業補助金の交付を受けたいので、三次市防災士育成事業補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 交付申請額 _____ 円

2 受講機関名 _____

3 受講費用等内訳

費用の区分	要する費用
講座の受講料	円
防災士資格取得試験受験料	円
防災士認証登録料	円
合計金額	円

※合計金額が 6 万円以上の場合は、交付申請額は 3 万円、6 万円未満の場合は、合計金額を 2 分の 1（千円未満切捨て）したものが交付申請額になります。

4 三次市防災士育成補助金交付要綱第 3 条への該当

私は、三次市防災士育成事業補助金交付要綱第 3 条第 1 項各号のいずれにも該当し、同条第 2 項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、市長が市の公簿等によって確認することに同意します。

【添付書類】

- (1) 防災士証の写し
- (2) 補助対象経費の支払を証明する書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

指令第 号

三次市防災士育成事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

三次市長 印

年 月 日付で申請のあった 年度三次市防災士育成事業補助金については、三次市防災士育成事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、次のとおり交付の決定をしたので通知します。

1 補助事業の名称 三次市防災士育成事業

2 交付決定額 _____ 円

様式第 3 号（第 7 条関係）

三次市防災士育成事業補助金交付請求書

年 月 日

三次市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 指令第 号により確定した三次市防災士育成事業補助金について、三次市防災士育成事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求金額 _____ 円

2 振込口座

金融機関名	本支店名	種別	口座番号						
		☐ 普通 ☐ 当座							

フリガナ	
口座名義	

※通帳の写しを添付してください。